

# 合併処理浄化槽 を設置しませんか？



個人で合併処理浄化槽を設置している方は  
管理を市に変更する移管制度があります。

安芸高田市では、浄化槽処理促進区域にお住まいの方へ、市設置型合併処理浄化槽の設置を推進しています。

また、個人で設置している合併処理浄化槽の管理を市に変更する移管制度があります。移管については、人槽が12人槽以下等の条件がございます。詳しくは、上下水道課へお問い合わせください。

## 個人設置型合併処理浄化槽を移管するまでの流れ

まずは上下水道課へお気軽に  
お問い合わせ下さい。

移管制度や手続きについてご説明  
いたします。

浄化槽の清掃を行います。

個人様が契約されている維持管理  
業者の清掃作業時に、市職員  
が立会いたします。

清掃の翌月から、市で管理いた  
します。

浄化槽の清掃時に、破損等が無  
ければ、翌日より、市で管理いた  
します。

### 合併処理浄化槽の維持管理費用

1年間分

#### <個人管理>

【浄化槽は5人槽で1世帯3人家族の場合】

- ・保守点検…6,000円×3回=18,000円
- ・清掃…34,680円
- ・法定検査…5,000円

合計 57,680円

#### <市管理>

【浄化槽は5人槽で1世帯3人家族の場合】

- ・浄化槽使用料金…8,160円×6回=48,960円

合計 48,960円

※金額は、一例で実際とは異なる場合があります。  
金額は、税抜表示となっております。



安芸高田市公式キャラクター  
たかたん

### 浄化槽に関するお問い合わせは

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地  
安芸高田市 建設部上下水道課 下水道係 TEL 0826-47-1204 FAX 0826-47-1207

